

# 要約筆記者を目指しませんか？

～ 聴覚障がい者のためのコミュニケーション保障に興味のある方へ ～

## 要約筆記とは？

話しの内容をその場で要約し、文字にして伝える通訳です。手書きとパソコンによる方法があります。1960年代に考案され、現在は手話通訳と同様に福祉サービスとして行われています。



## 聴覚障がいって？

聴覚障がいには、まったく聞こえない場合や聞こえにくい場合があります。聞こえにくい場合は、その人によって、聞き取れない音や声、聞こえ方に違いがあります。コミュニケーションの方法も手話や筆談、口話など人によってさまざまです。

聴覚障がいは外見からはわかりにくい、「見えない障がい」です。周囲の人に気づいてもらいにくく、「挨拶をしたのに無視された」などと誤解されることもあります。呼びかけや放送、クラクションやベルなど、周囲の状況を音で判断することができません。

銀行や病院の窓口で名前を呼ばれてもわからない、声で説明されても聞こえない、周りの人がなぜ笑っているのかわからない…日常生活は音や声による情報が多く、生活のしづらさを抱えています。

## 聴覚障がい者のコミュニケーション方法

( )内は構成比(%)

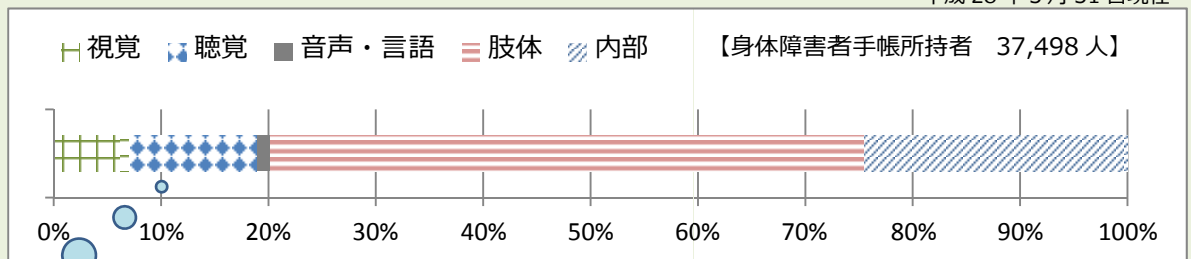
総数	補聴器や人工内耳等の補聴機器	筆談・要約筆記	読話	手話・手話通訳	その他
338	234	102	32	64	23
(100.0)	(69.2)	(30.2)	(9.5)	(18.9)	(6.8)

厚生労働省 平成18年 身体障害児・者実態調査結果より

実は、手話を主なコミュニケーション方法とする人は、全体の2割程度です。中途失聴・難聴者にとって手話を習得することは簡単ではありません。筆談や要約筆記を必要とする人の方が多いという結果が示されています。

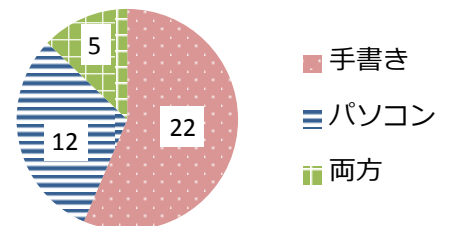
## 島根県内の聴覚障がい者・要約筆記者の人数

平成28年3月31日現在



聴覚・平衡機能障がい  
4,448人 (11.9%)

県内の要約筆記者は39名しかいません。障害者差別解消法施行後、活躍の場が広がっており、通訳内容も多様化しています。利用者のニーズに応えられる専門性の高い人材の確保が急がれます。



平成29年4月1日現在

## 要約筆記者の役割は？活躍の場は？

市町村または聴覚障害者情報センターから派遣依頼を受けて、県内各地で各種の講演会、会議、職場研修、病院、学校などさまざま場面で活躍しています。通訳活動以外にも、社会に向けて聴覚障がいへの理解を求める啓発活動も要約筆記者の大切な役割となっています。

裏面もご覧ください☆